

弁護士等法律及び不動産取引相談利用規約

(目的)

第1条 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（以下「全宅連」という。）による次条に定める電話相談事業は、全宅連が、全宅連傘下の宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）の会員（以下「会員」という。）に対し、宅地建物取引業及び不動産取引に関する電話相談を弁護士及び相談員（以下「弁護士等」という。）を通じて実施することにより、利用者が適切かつ円滑な不動産取引を実現することを目的とする。

(電話相談事業)

第2条 前条の目的を達成するため全宅連において実施する電話相談事業は、以下の通りとする。

- 1 弁護士による宅地建物取引業に係る法律相談
- 2 不動産実務者による不動産契約書式及び重要事項説明書式に係る相談

(運営所管)

第3条 前条の運営は全宅連政策推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

(利用料)

第4条 第2条に定める電話相談の利用は、当面无償とする。

ただし、今後、全宅連理事会決議により、利用料を有償とする場合がある。

(禁止行為)

第5条 利用者は、電話相談を利用するにあたり、次の各号の行為を行ってはならない。

- ① 対応にあたる弁護士等及び全宅連役職員等への暴言・威嚇等、相談業務の円滑公正な業務を阻害する恐れのある行為
- ② 相談者が本規約並びに全宅連ホームページに掲げる注意事項に違反した場合や弁護士等及び全宅連役職員等の指示に従わない行為
- ③ 裁判中・調停中の内容や、すでに弁護士等に依頼・相談を行っている内容に係る相談
- ④ 企業内の事件（雇用関係等）、営業上の相談
- ⑤ 法令・公序良俗に反する相談
- ⑥ 宅地建物取引業法第64条の5第1項の規程に基づく苦情を申し出た相談、同法第64条の8第2項の規程に基づく認証を申し出た相談及びその可能性があるものに係る相談
- ⑦ 相談結果や内容等について、SNS等を通じて公衆に公開すること
- ⑧ 全宅連に対する誹謗中傷行為

(禁止行為等に違反した場合の相談打ち切り)

第6条 前条に定める禁止行為及び全宅連ホームページに掲げる注意事項に違反した場合や弁護士等及び全宅連役職員等の指示に従わない場合には、電話相談を打ち切ることができるものとする。

(禁止行為等に違反した場合の利用停止)

第7条 第5条に定める禁止行為に該当する事実があると認められた場合は、委員会において協議の上、1ヶ月以上の期間を定めて電話相談を利用停止とする。

(会員及び宅建協会への利用停止の通知)

第8条 前条の利用停止については、当該会員及び会員が所属する宅建協会に対して通知する。

(免責)

第9条 電話相談の回答については、利用者または第三者に損害が生じたいかなる場合であっても、全宅連は責任を負わず、利用者の自己責任とする。

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は、全宅連の理事会決議を経て行うものとする。

附 則

この規約は、令和6年1月1日から施行する。